

生活用水給水施設整備補助金

生活用水給水施設(ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を交付しています。

また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行ないます。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

なお、補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請を行ってください。着工後の申請は、補助金の対象となりません。また、簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

農業集落排水事業のお知らせ

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。

現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで121戸、土佐井地区は平成16年4月から155戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、お早めに町指定の「指定工事店」の施工で接続いただきますようお願いします。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

浄化槽設置整備補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。

現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

なお、補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請を行ってください。着工後の申請は、補助金の対象となりません。また、農業集落排水事業区域内は、対象外となります。

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円



歯周疾患検診のご案内

町では令和6年度中に節目年齢(20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)になる方と妊産婦の方へ、歯周疾患検診を行います。対象となる以下の方には通知をしていますので、ご確認ください。

対象者		対象者生年月日等	検診期間
節目年齢	20歳	平成16年4月2日～平成17年4月1日生	令和6年8月1日～令和6年12月末日まで(期間内に1人1回受診できます)
	30歳	平成 6 年4月2日～平成 7 年4月1日生	
	40歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生	
	50歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生	
	60歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生	
	70歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生	
妊産婦	妊婦	母子手帳交付後の妊婦	母子手帳交付後～令和7年3月31日まで
	産婦	出生した児が1歳になるまでの間	令和6年4月1日～出生した児の1歳の誕生日の前日まで

※妊産婦の間に1人1回受診できます。妊婦の時に検診を受けた人は、産婦での検診の対象になりません。

歯周病(歯周疾患)は、歯みがきが十分でないなどの理由から、歯垢が歯ぐきの炎症を引き起こすことから始まります。歯垢は細菌のかたまりで、この細菌から発生する毒素によって歯肉が腫れ出血しやすくなります。

重症になるまで痛みが出にくいため、気が付かないうちに深く進行する病気で、歯が抜ける大きな原因となります。また、炎症によって出てくる毒性物質が歯肉の血管から全身に入り、糖尿病・肺炎・狭心症や心筋梗塞、妊娠中の方は早産など、全身の健康に大きな影響を及ぼすことがあります。特に糖尿病や高血圧などの基礎疾患をお持ちの方は、定期的な歯科受診をお勧めします。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)



上毛町戦没者追悼式について

先の大戦における本町出身の戦没者を追悼し、ご遺族の心情を慰めるとともに世界の恒久平和を祈念するため、令和6年度上毛町戦没者追悼式を行います。

■日 時 8月15日(木)10:00～
■会 場 げんきの杜 多目的ホール

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)



(株)豊前清掃社より お盆休みにおける業務の受付 及び休日について

盛夏の候、汲取り清掃業務につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度の電話受付及び休日につき、下記のとおりとなりましたので、宜しくお願いします。

■休み 8月10日(土)～14日(水)
■午前中のみ営業 8月15日(木)

※連休前は大変混雑いたしますので、できるだけ早めの申込みをお願いします。

盆前の受付は8日(木)までとさせていただきます。
休み中は留守番電話にて対応します。緊急時はご連絡ください。

●申し込み・問い合わせ先
(株)豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

こどもの人権相談強化週間

8月21日(水)から8月27日(火)までの1週間、「こどもの人権相談」強化週間として、「いじめ」や体罰、不登校やこどもの虐待など、こどもに関する人権問題の相談を電話及びLINEにより受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

■日 時 8月21日(水)～23日(金)、26日(月)、27日(火) 8:30～19:00
8月24日(土)、25日(日) 10:00～17:00

■電話番号 「こどもの人権110番」
0120-007-110 (フリーダイヤル)
※IP電話からは接続できませんので、092-739-4175へお電話ください。

■LINE相談 アカウント名:「法務局LINE人権相談」
検索ID:linejinkensoudan



●問い合わせ先 福岡法務局 行橋支局 TEL 0930-22-0476

飲酒運転撲滅週間のお知らせ 8月25日から31日までは 飲酒運転撲滅週間です

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。

自分自身はもちろん、周りの方が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけ合いましょう。

「飲酒運転は、絶対しない!させない!許さない!そして、見逃さない!」みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

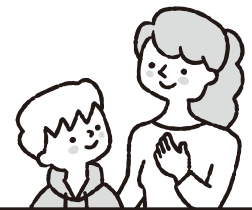
飲酒運転「ゼロ」を誓う 黙とうを実施します



平成18年8月25日に福岡市海の中道大橋で3人の若い命が奪われた飲酒運転事故から本年で18年になります。県では、飲酒運転撲滅の日である8月25日の正午に飲酒運転「ゼロ」を誓う黙とうを呼びかけています。県民の皆様におかれましても、それぞれの場所で飲酒運転「ゼロ」を誓う、黙とうにご協力をお願いします。飲酒運転「ゼロ」の福岡県を目指しましょう。

■日 時 8月25日(日)12:00から1分間
■会 場 それぞれの場所において黙とうをお願いします。

●問い合わせ先
交通事故をなくす福岡県県民運動本部
TEL 092-643-3167



「こどもの人権110番」では、強化週間以外でもこどもの人権に関するご相談を、8時30分から17時15分まで(時間外及び土日祝日は留守番電話対応)受け付けています。

全国共通 0120-007-110
(フリーダイヤル)

